

職員募集のお知らせ

小須戸町デイサービスセンター及び在宅介護支援センターに勤務する、福祉に理解と熱意のある人材を、次により募集します。

- ◎募集職種及び人員
看護婦(士) 二名
- ◎受験資格
看護婦(士)の免許を有するもの。
- ◎採用条件
(一) 採用日
平成七年四月一日
- (二) 採用前の平成七年三月に一回二、三日の事前研修を二回程度実施するので、これに参加できる者。
- (三) 勤務する職場は、採用後デイサービスセンター及び在宅介護支援センターに適宜配置する。
- (四) 身分は、小須戸町社会福祉協議会職員として採用する。

◎給与
小須戸町社会福祉協議会の給与規程による。

農業委員会委員選挙人名簿登録申請書の提出について

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年農家の方より一月一日現在の状況を記入した申請書を一月十日迄に農業委員会へ提出していただき作成されます。

この選挙権を有する人は、次のいずれかに該当しなければなりません。

- 一、小須戸町に住所を有し、平成七年三月三十一日現在、年齢二十歳以上(昭和五十年四月一日迄に生まれた者)で十アール以上の農地に耕作の業務を営む者。
- 二、前記一に該当する同居の親族、または配偶者で耕作に従事する日数が、年間おおむね六十日以上のある者。

水道管も冬じたく

〈夜の冷込みの注意〉
気温がマイナス4℃以下になりますと、防寒の不十分な水道管は凍ったり破裂したりします。とくに多いのは次のようなところです。

◎試験日
平成七年一月二十八日(土)
小須戸町役場で実施

◎受験手続
(一) 応募期限
平成七年一月二十日(金)午後五時まで
提出書類

(二) 試験
○ 受験申込書及び履歴書(用紙は小須戸町役場保健福祉課福祉係に請求してください。)

○ 資格(免許) 証明書の写し
○ 住民票の写し
(三) 申込先
小須戸町役場保健福祉課福祉係

平成7年度固定資産税償却資産の申告をお忘れなく

固定資産税の償却資産とは、営業や農業等の事業に使用されている構築物・機械装置・工具器具及び備品のことです。このような事業用資産も毎年一月一日現在、当町において所有している個人・法人は地方税法により一月末日までに資産の名称・取得価格・取得年月・耐用年数等を申告しなければなりません。

用年数等を申告しなければなりません。これらに該当する方は、事前に申告のご案内をさしあげておりますが、案内を受けていない方も申告が義務づけられておりますので期限までに役場の税務課に申告をしてください。

なお、自動車税、軽自動車税の対象となっている普通乗用車・軽自動車・バイク・農耕自動車(コンバイン・トラクター)や土地・家屋等は償却資産には該当しません。

1995年農業センサスにご協力ください

農林水産省では、平成7年2月1日現在で、全国の農家などを対象に「1995年農業センサス」を実施します。

この調査は、我が国の農業の実態を明らかにする最も基本的な統計調査です。調査の結果は国や地方公共団体をはじめ各方面で農業施策推進などの基礎資料として幅広く利用されます。調査員がお伺いして、農業の経営状況などをお尋ねしますのでご協力をお願いします。

血液が不足しています 成分献血にご協力を

成分献血とは、血液成分分離装置を用いて血小板等の血液成分だけを献血していただく方法です。従来の献血と同様に身体に影響はまったくありません。

事前検査と採血を含めて約一時間の所要時間がかかります。待ち時間を少なくするため予約制となっております。皆さんのご協力をお願いします。

日時 一月六日(金)
午前10時～12時
午後1時～3時
場所 保健センター(役場)
役場保健福祉課
保健衛生係まで
☎三八一三一一

※採血者数は、午前10名、午後10名を予定しています。

健康相談
母子手帳発行日のお知らせ
日時 1月9日・23日・30日
午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
会場 役場保健センター
※各月、月曜日は健康相談日とともに妊婦受付、母子手帳発行の日です。
※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、必ずご本人がおいでください。
(印鑑を持参してください。)

補聴器相談
専門の補聴器相談員が、ご質問、ご相談に応じます。(無料)お気軽においで下さい。
実施者
新潟リオン
時間 午前11時半～12時まで
相談日 1月9日(月)・23日(月)・30日(月)

心配ごと相談
場所 老人福祉センター
時間 午後1時～4時
1月の相談日
5日(木) 太田甲子一・本望 清策
10日(火) 齊藤 一策・木村敬三郎
17日(火) 高橋千代子・佐藤弓幌子
24日(火) 佐藤二三雄・吉田 吉平
31日(火) 太田甲子一・木村敬三郎
※相談は無料、秘密厳守。

無料法律相談

相談日 1月18日(水)
午前9時00分～12時まで
会場 役場保健指導室(二階)
相談員 古川 兵衛 弁護士
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(38-3111番内線37番)でお願ひします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

東北電力からのお知らせ

変圧器のセールスやリースの勧誘にご注意を...!!
「電気代が安くなります...」などのキャッチフレーズで「低圧電力」をご契約のお客さまに200ボルトから100ボルトへ電圧を変換する変圧器の設置を勧誘する事例が増えておりますが、変圧器のご使用方法によっては電気のご契約に違反することになります。その場合、電力会社から計算し直した正規の料金の請求を受けたり、変圧器の取外しに応じない場合は違約金として料金の3倍の請求を受け、場合によっては送電を断られることもあります。お客さまにとってはメリットはなくトラブルになるだけです。変圧器設置の勧誘を受けた場合や、ご不明な点は東北電力にご相談ください。

